

# 介 護 保 険

## 居宅介護（支援）福祉用具購入費の申請方法について

### 1. 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入 制度概要

#### （1）対象者

要介護認定で要支援 1・2、要介護 1～5 に該当する居宅介護（支援）被保険者。

#### （2）対象となる福祉用具の種類

〈購入のみ対象のもの〉

入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）、排泄予測支援機器、自動排泄処理装置の交換可能部品

〈貸与か購入かを選択できるもの〉

スロープ（取付工事・持ち運びをしないもの）、歩行器（車輪やキャスターのついていないもの）、歩行補助杖（ロフストランド・クラッチ、カナディアン・クラッチ、プラットホームクラッチ、及び多点杖に限ります。松葉杖は対象外です）

#### （3）支給限度額と自己負担額等

限度額は年度ごとに 10 万円。自己負担は支給額の 1 割、2 割又は 3 割で、限度額を超える分については自己負担です。転入や転出があっても当市での支給限度額には影響しません。

#### （4）支払い方法

購入時は全額自己負担です。介護保険負担分を後日償還払いします。

### 2. 申請の前に必要なこと

（1）福祉用具は、本人の心身状況や日常動作能力等に応じて選ぶことが大切です。また、車いすや特殊寝台等のレンタル品目と併せて利用することも重要です。

そのため、ケアマネジャー等と事前に相談をしてください。

（2）購入前に事業者から用具の選定理由や安全利用等について説明を受けてください。

貸与か購入かを選択できるもの場合は、なぜ貸与でなく購入にするのか、選択に当たって必要な情報提供を受け、十分に検討してください。

※利用者の選択に当たって必要な情報の例

- ・利用者の身体状態の見通しに関する医師やリハビリ専門職等の意見、担当者会議での協議結果
  - ・貸与と購入それぞれの利用者負担額の違い
- 等が考えられます。

（3）同一種目の福祉用具購入費の支給は原則として 2 回以上行えません（破損した場合や介護の必要の程度が著しく高くなった場合等を除く）。再購入を必要とする場合は事前に理由書を提出してください。ただし、ロフストランド・クラッチやスロープ等、用具の性質上複数使用が想定されるものに関しては、複数購入が可能です（左右一組で使う杖の場合は 2 本、スロープの場合は利用する段差の数だけ）。

申請に必要な書類等については裏面をご覧ください。

### 3. 申請に必要な書類等

#### (1) 介護保険居宅介護及び介護予防福祉用具購入費支給申請書

(申請書の「福祉用具の必要な理由」欄はケアマネジャー等が記入)

#### (2) 福祉用具購入の領収書及び購入した福祉用具のパフレット等の写し

(すのこ及びスロープの場合は設置場所・設置個数のわかる図面が必要となります)

#### (3) 福祉用具サービス計画書(写し)

本人の状態と用具の選定理由、購入前の説明が行われていること・同意署名についてご確認します。  
貸与か購入かを選択できるものの場合、購入の選択に至った検討内容について、医師やリハビリ専門職の意見等も踏まえ、詳しくご記載ください(別紙で添付していただいても構いません)。

#### (4) 排泄予測支援機器にかかる申請については、次の書類も添付してください。

##### ① 医学的な所見を確認した次のいずれかの書類

介護認定審査における主治医意見書、サービス担当者会議における医師の所見、介護支援専門員等が聴取した居宅介護サービス計画等に記載する医師の所見、個別に取得した医師の診断書 等

※「医師に確認した日付」「医師に確認した方法」「医師の氏名」「利用者の膀胱機能を踏まえた排泄予測支援機器の必要性」が確認できる内容

##### ② 排泄予測支援機器 確認調書 (厚生労働省例示様式 別添)

### 4. 再購入についての注意

同一種目の福祉用具の再購入の際、理由書の事前提出により支給が認められる場合があります。

(以下例示)

#### ・通常の方法による利用のうえで、破損してしまった場合

→壊した、野外に放置していたなど通常の保存状態ではない場合は基本的に認められません。

破損状況を確認するため、理由書に用具の現在の写真を添付してください。

また修理やメンテナンスで対応できないかどうかご確認ください。

福祉用具は定期的にメンテナンスし、大切に使いましょう。

#### ・介護の必要性が著しく高くなった場合

→介護の必要性が著しく高くなり、前回購入した用具では対応が難しくなってしまった場合。

例：前回、背もたれのないシャワーチェアを購入したが、筋力低下により姿勢の保持が難しくなり、新たに背もたれのあるものが必要 等

#### ・転居により用具の利用が困難になった場合

→簡易浴槽など、転居により用具が部屋に入らず利用できなくなった場合が考えられます。

#### ・その他被災による破損、火災による焼失など

その他、福祉用具購入については様々な注意点があります。

場合により不支給もあり得るので、ご相談があるときは、市へ確認を行ってください。

### 5. 申請先、問合せ先

東久留米市役所福祉保健部介護福祉課介護サービス係(市役所1階)

電話 042-470-7777 内線2553~2557

# 福祉用具購入費の利用の流れ

